

今月の税務トピックス (フリーランス法等の制定)

税 理 士 宮 森 俊 樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

経済社会の著しい構造変化の中で、特定の企業や組織に属さず専門分野の能力等を活かしてフリーランスとして業務単位で仕事を請け負うなど、多様な働き方が増加しています。しかし、フリーランスが取引先との関係で、報酬の不払やハラスメントなど様々な問題やトラブルを経験していることが問題とされています。

そこで、フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、「フリーランス・事業者間取引適正化等法（令和5年法律第25号）」が制定され、令和6年11月1日から施行されています。

本稿では、フリーランス法等の概要とその実務上の留意点について解説します。

I 目的

業務委託取引について、下請法の規定を参照して作成された「取引の適正化」と職業安定法及び労働基準法の規定を参照して作成された「就業環境の整備」の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為が定められています（フ法1）。

II 適用対象者

1 フリーランス（特定受託事業者）

業務委託の相手方である事業者であって、①個人であって従業員を使用（注）しないもの、②法人であって一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しないもの、のいずれかに該当するもの（フ法2①）。

（注）「従業員を使用」とは、1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、31日以上雇用が見込まれる労働者を雇用することとされます。また、労働者派遣の派遣先として、上記基準に該当する派遣労働者を受け入れる場合も該当します。なお、事業に同居親族のみを使用している場合は該当しません。

2 発注事業者

(1) 業務委託事業者

フリーランスに業務委託をする事業者（フ法2⑤）。

(2) 特定業務委託事業者

フリーランスに業務委託をする事業者であって、①個人であって従業員を使用するもの、②法人であって役員がいる又は従業員を使用するもの、のいずれかに

該当するもの（フ法2⑥）。

III 義務と禁止行為

1 業務委託事業者が業務を委託する場合

業務委託事業者には、①取引条件の明示義務（フ法3）が課されます。

2 特定業務委託事業者が業務を委託する場合

特定業務委託事業者には、①取引条件の明示義務（フ法3）、②期日における報酬支払義務（フ法4）、③募集情報の的確表示義務（フ法12）、④ハラスメント対策に係る体制整備義務（フ法14）に係る体制整備義務が課されます。

3 特定業務委託事業者が1か月以上の期間行う業務を委託する場合

上記2の4つの義務に、⑤発注事業者の禁止行為（フ法5）、⑥募集情報の的確表示義務（フ法12）、⑦ハラスメント対策に係る体制整備義務（フ法14）といった禁止行為を加えた7つの義務が課されます。

4 特定業務委託事業者が6か月以上の期間行う業務を委託する場合

上記2及び上記3の義務に、⑧育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（フ法13）、⑨中途解約等の事前予告・理由開示事務（フ法16）を加えた9つの義務が課されます。

おわりに

フリーランスは、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省（以下「行政機関」といいます。）に対して、発注事業者に本法違反と思われる行為があった場合には、その旨を申し出ることができます（フ法6、17）。

また、行政機関は、その申出の内容に応じて、報告徴収・立入検査といった調査を行い、発注事業者に対して指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には命令・公表をすることができます（フ法7～9、11、18～20）。命令違反には50万円以下の罰金等が課されます（フ法24～26）。

なお、発注事業者は、フリーランスが行政機関の窓口に出頭をしたことを理由に、契約解除や今後の取引を行わないようにするとした不利益な取扱いをしてはならないこととされています。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。